

三田市工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、三田市が発注する請負工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来形及び出来ばえを対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と契約図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について、目視及び観察により行うものとし、設備工事に当たっては所要の性能が確保されているものとする。

(検査の基準)

第7条 出来形、品質等の検査の実施は、設計図書が優先されるものとし、次の基準等により行うものとする。

(1) 土木工事

- ア 土木請負工事必携（兵庫県県土整備部）
- イ 土木工事共通仕様書（兵庫県県土整備部）
- ウ 土木工事施工管理基準（兵庫県県土整備部）
- エ 土木技術管理規程集（兵庫県県土整備部）
- オ 土木工事共通仕様書（農林水産省農村振興局）
- カ 土木工事施工管理基準（農林水産省農村振興局）

(2) 建築、設備工事

- ア 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- イ 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編
- ウ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- エ 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編
- オ 木造建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- カ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- キ 公共住宅建設工事共通仕様書

2 前項各号に規定する基準等に該当しないもの又はこれにより難いものは、その他関係技術資料によるものとし、及び補助金事業等の請負工事において指定された仕様書のある工事にあつては、その基準により行うものとする。

（工事成績の評定）

第8条 工事成績の評定は、別に定める工事成績評定要領に基づき行うものとする。

（補則）

第9条 この基準に定めるもののほか、検査の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 工事の実施状況の検査留意事項

	項 目	関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書等	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法検討、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況

3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容関係法令の遵守状況

備考 部分完成・出来高・中間検査等を行う場合も上記事項に留意して行うこと。